

杨木県公報

令和 5 (2023)年 3月30日(木) 号 外 第 12 号

目	次
---	---

教 育 委 員 会			
○個人情報の保護に関する法律施行細則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2		
○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2		
○栃木県個人情報保護条例施行規則の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3		
○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止	3		
選挙管理委員会			
○個人情報の保護に関する法律施行規程の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3		
○栃木県選挙管理委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3		
○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4		
○栃木県個人情報保護条例施行規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5		
人事委員会			
○個人情報の保護に関する法律施行細則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5		
○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5		
○栃木県個人情報保護条例施行規則の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6		
○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止	6		
監 査 委 員			
○個人情報の保護に関する法律施行規程の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6		
○栃木県情報公開条例施行規程の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6		
○栃木県個人情報保護条例施行規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6		
○栃木県監査委員事務局規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7		
公安委員会			
○個人情報の保護に関する法律施行細則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7		
○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7		
○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8		
○栃木県個人情報保護条例施行規則の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9		
企 業 局			
○個人情報の保護に関する法律施行規程の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9		
	10		
○栃木県個人情報保護条例施行規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10		
○栃木県企業局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10		
警察本部			
	11		
○栃木県個人情報保護条例施行規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11		
	11		
○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
労 働 委 員 会	12		
	12		
	12 12		
○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12		

○栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
収用委員会	
○個人情報の保護に関する法律施行細則の制定	14
○栃木県収用委員会運営規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
○栃木県個人情報保護条例施行規則の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
内水面漁場管理委員会	
○個人情報の保護に関する法律施行規程の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○栃木県個人情報保護条例施行規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議。 会	
○栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の制定	17
○栃木県議会情報公開条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
○栃木県個人情報保護条例施行規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

栃木県教育委員会規則第1号

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真 理

個人情報の保護に関する法律施行細則

栃木県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

教育委員会

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第2号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真 理

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則(平成12年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通	3 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる
知書(別記様式第3号) とす	場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす
る。	る。
	(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場
	<u>合</u> 公文書開示決定通知書 (別記様式第2号)
	(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場
	<u>合</u> 公文書部分開示決定通知書(別記様式第 3
	<u> </u>
4 略	4 略

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書の名称

 区
 分
 全部開示
 ・ 部分開示

 公文書の名称

める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会規則第3号

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真 理

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成13年栃木県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附具

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会告示第3号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成13年栃木県教育委員会告示第9号)は、令和5(2023)年3月31日限り、廃止する。

令和5 (2023) 年3月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真 理

(総務課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第6号

個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 茧

個人情報の保護に関する法律施行規程

栃木県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第7号

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

栃木県選挙管理委員会規程(昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

勤

(4) 栃木県公報 改 正 後 改 正 前 第15条の2 書記長は、次に掲げる事項を専決する 第15条の2 書記長は、次に掲げる事項を専決する ことができる。ただし、重要若しくは異例又は特 ことができる。ただし、重要若しくは異例又は特 に必要があると認めるものは、この限りでない。 に必要があると認めるものは、この限りでない。 (1)~(6) 略 (1)~(6) 略 (7) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 (7) 栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条 第57号) に基づく個人情報の開示、 訂正及 例第3号) に基づく個人情報の開示及び訂正の 可否の決定並びに取扱いの是正の申出の処理に び利用停止 関すること。 関すること。 (8) \sim (10) 略 (8) \sim (10) 略 ② 略 ② 略 附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 栃木県選挙管理委員会告示第8号 栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。 令和5年3月30日 栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示 栃木県情報公開条例施行規程(平成12年栃木県選挙管理委員会告示第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改 正 後 氹 前 正 (開示請求に対する措置) (開示請求に対する措置) 第3条 略 第3条 略 2 略 3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通 3 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる 知書(別記様式第3号) 場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす とす る。 (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場 合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号) (2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場 合 公文書部分開示決定通知書(別記様式第3 号) 4 略 4 略

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公	: 文 書 の 名 称		を
[Z	分	全部開示 部分開示	1 1 7 7 6
公	:文書の名称		に改

める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第9号

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県選挙管理委員会告示第84号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会

栃木県人事委員会規則第3号

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃太郎

個人情報の保護に関する法律施行細則

栃木県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第4号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃太郎

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則(平成12年栃木県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通	3 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる
知書 (別記様式第3号) とす	場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす
る。	る。
	(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場
	合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号)
	(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場
	合 公文書部分開示決定通知書 (別記様式第3
	<u>号)</u>
4 略	4 略
四三长一杯。日本从のようには、1	

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書の名称

を

 区
 分
 全部開示
 ・ 部分開示

 公文書の名称

める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第5号

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太郎

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成13年栃木県人事委員会規則第28号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成13年栃木県人事委員会告示第1号)は、令和5(2023)年3月31日限り、廃止する。

令和5(2023)年3月30日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第5号

個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県監査委員

個人情報の保護に関する法律施行規程

栃木県監査委員が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則 (令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県監査委員告示第6号

栃木県情報公開条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県監査委員

栃木県情報公開条例施行規程

栃木県情報公開条例施行規程(平成12年栃木県監査委員告示第3号)の全部を改正する。

栃木県監査委員が行う情報公開に関する事務について、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号) の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、栃木県情報公開条例施行規則(平成12年栃木県規則 第8号)の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県監査委員告示第7号

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県監査委員

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県監査委員告示第10号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県監査委員訓令第1号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県監査委員

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

栃木県監査委員事務局規程(平成12年栃木県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。 別表5の項を次のように改める。

5 個人情報の保	(1) 第82条の規定による保有個人情報の開示	0		
護に関する法律	決定等			
(平成15年法律	(2) 第93条の規定による保有個人情報の訂正	0		
第57号) に関す	決定等			
る事務	(3) 第101条の規定による保有個人情報の利	0		
	用停止決定等			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第2号

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

個人情報の保護に関する法律施行細則

栃木県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第3号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程(昭和39年栃木県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前
別表第7(第3条、第6条関係)総務	課長専決事項	別表第7 (第3条、第6条関係) 総務課長専決事項
事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会 への報告	事務内容及び根拠(関係)規定 公安委員会 への報告
1~6 略		1~6 略
7 個人情報の保護に関する法律		7 栃木県個人情報保護条例(平

(平成15年法律第57号)第77条	成13年栃木県条例第3号)第14
第3項	条第 3 項 (同条例第28条第 3 項
77.0	及び第36条第2項において準用
 の規定によ	する場合を含む。)の規定によ
	9 3 多日で百む。 7 の 然 た に よ
8 個人情報の保護に関する法律	8 栃木県個人情報保護条例第20
<u>第83条第2項</u> の規定による開示	条第2項の規定による開示
決定等の期間の延長	決定等の期間の延長
9 個人情報の保護に関する法律	9 栃木県個人情報保護条例第21
第84条の規定による開示決定等	条の規定による開示決定等
の期限の特例の適用	の期限の特例の適用
10 個人情報の保護に関する法律	10 栃木県個人情報保護条例第22
第85条第1項の規定による事案	条第1項 の規定による事案
の移送	の移送
11 個人情報の保護に関する法律	11 栃木県個人情報保護条例第23
第86条第1項及び第2項の規定	条第1項及び第2項 の規定
による第三者に対する意見書提	による第三者に対する意見書提
出の機会の付与	出の機会の付与
12 個人情報の保護に関する法律	
第91条第3項の規定による訂正	
請求書の補正	
13 個人情報の保護に関する法律	12 栃木県個人情報保護条例第31
第94条第2項の規定による訂正	条第2項 の規定による訂正
決定等の期間の延長	決定等の期間の延長
14 個人情報の保護に関する法律	13 栃木県個人情報保護条例第32
第95条の規定による訂正決定等	条の規定による訂正決定等
の期限の特例の適用	の期限の特例の適用
15 個人情報の保護に関する法律	14 栃木県個人情報保護条例第33
第96条第1項の規定による事案	 条第1項 の規定による事案
の移送	の移送
16 個人情報の保護に関する法律	15 栃木県個人情報保護条例第34
第97条の規定による保有個人情	条 の規定による保有個人情
報の提供先に対する通知	報の提供先に対する通知
17 個人情報の保護に関する法律	
第99条第3項の規定による利用	
停止請求書の補正	
18 個人情報の保護に関する法律	16 栃木県個人情報保護条例第39
第102条第2項の規定による利用	条第2項 の規定による利用
停止決定等の期間の延長	停止決定等の期間の延長
19 個人情報の保護に関する法律	17 栃木県個人情報保護条例第40
15 <u>個人情報の保護に関する法律</u>	1 <u>物 不 京 個 八 情報 </u>
第103条の規定による利用停止が 定等の期限の特例の適用	定等の期限の特例の適用
<u>20</u> 略	<u>18</u> 略

KH BII

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第4号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和5年3月30日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則(平成13年栃木県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通	3 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる
知書 (別記様式第3号) とす	場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす
る。	る。
	(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場
	合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号)
	(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場
	<u>合</u> 公文書部分開示決定通知書(別記様式第3
	号)
4 略	4 略

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書	の名称		を
Image: second control of the control	分	全部開示 部分開示	1 = 3k
公文書	の名称		に改
 うる。		<u> </u>	

X.

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第5号

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 诵

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成18年栃木県公安委員会規則第1号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

業 企 局

栃木県公営企業管理規程第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県知事 福 田 富

個人情報の保護に関する法律施行規程

管理者の権限を行う知事が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法 律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附即

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第2号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

栃木県情報公開条例施行規程(平成12年栃木県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

77 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	NCIGITY JANGER IN CANA A TICKET A JO
改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通	3 条例第11条第1項の書面は、 <u>次の各号に掲げる</u>
知書 (別記様式第3号) とす	場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす
る。	る。
	(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場
	<u>合</u> 公文書開示決定通知書(別記様式第2号)
	(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場
	<u>合</u> 公文書部分開示決定通知書 (別記様式第3
	<u>号)</u>
4 略	4 略

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書の名称		を
区分	全部開示 部分開示	に改
公文書の名称		(

める。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第3号

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県知事 福 田 富 -

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県公営企業管理規程第2号)は、廃止する。

附則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公営企業訓令第1号

本

発電管理事務所

水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程(昭和45年栃木県電気事業訓令第4号)の一部を次のように改正する。 別表第1の1本庁関係共通事項の表10の項を次のように改める。

10 個人情報の保護に 関する法律(平成15	1 第82条の規定による保有個人情報の ○
年法律第57号)に基 づく事務	2 第93条の規定による保有個人情報の 訂正決定等
	3 第101条の規定による保有個人情報の 利用停止決定等
別表第2の1出先機関関係	系共通事項の表3の項を次のように改める。
3 個人情報の保護に 関する法律に基づく	1 第82条の規定による保有個人情報の 〇 開示決定等
事務	2 第93条の規定による保有個人情報の 〇 訂正決定等
	3 第101条の規定による保有個人情報の ○ 利用停止決定等

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経営企画課)

警察本部

栃木県警察本部告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

個人情報の保護に関する法律施行規程

栃木県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県警察本部告示第2号

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成18年栃木県警察本部告示第1号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県警察本部告示第3号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成27年栃木県警察本部告示第1号)は、令和5(2023)年3月31日限り、廃止する。

令和5 (2023) 年3月30日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県警察本部訓令甲第1号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

栃木県情報公開条例施行規程(平成13年栃木県警察本部訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通	3 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる
知書 (別記様式第3号) とす	場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす
る。	る。
	(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場
	<u>合</u> 公文書開示決定通知書(別記様式第2号)
	(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場
	<u>合</u> 公文書部分開示決定通知書(別記様式第3
	<u>号)</u>
4 略	4 略

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文	書の名称		を
Image: second control of the control	分	全部開示 部分開示) - ⊐4
公 文	書の名称		に改

める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会告示第2号

個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

個人情報の保護に関する法律施行規程

栃木県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県労働委員会告示第3号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程(平成12年栃木県地方労働委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(開示請求に対する措置) (開示請求に対する措置) 第3条 略 第3条 略 2 略 3 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる 3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通 場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす 知書(別記様式第3号) る。 (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場 合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号) (2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場 合 公文書部分開示決定通知書 (別記様式第3 号) 4 略 4 略

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書の名称		を
区 分	全部開示 部分開示	」] に改
公文書の名称		

める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県労働委員会告示第4号

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県地方労働委員会告示第2号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県労働委員会訓令第1号

栃木県労働委員会事務局

己

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月30日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県労働委員会事務局処務規程(昭和41年栃木県地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正	後							改		正	育	前		
別表(第4条	関係)					別表	(第	4条	関係)						
事	務	専犯	央権:	者	備考		事			į	務	専	決権	者	備考
		事	課	総								事	課	総	
		₹		括								₹⁄5		括	
 種 類	事項	務		課		種		類	事	ř	項	務		課	
	7 7	局		長		132		<i>>></i>	1			局		長	
		_	_	補								_		補	
		長	長	佐								長	長	佐	
1~4 略		1				1 ~		略	ı						
5 個人情	(1) <u>第82条</u> の		略			5	栃	木県			<u>19条</u> の		略		
報の保護	規定による							青報			による				
に関する	保有個人情							条例			個人情				
法律 (平	報の開示決							<u> </u>			開示決				
成15年法	定等							木県		等					
律 第 57	(2) <u>第93条</u> の		略					第3			<u>30条</u> の		略		
<u>号)</u> に基	規定による							こ基			による				
づく事務	保有個人情) < =	事務			個人情				
	報の訂正決										訂正決				
	定等 (3) <u>第101条</u>		略							等	 38条		略		
	(3) <u>第101条</u> の規定によ		岭								<u>38衆</u> 定によ		凹台		
	の規定による保有個人										たによ 有個人				
	情報の利用										の利用				
	停止決定等										決定等				
6~8 略	11 11/1/12 4		l			6~	. 8	略	1.1	-11-	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		<u> </u>		
						U -	0	μП							

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

収用委員会

栃木県収用委員会規則第1号

個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

個人情報の保護に関する法律施行細則

栃木県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県収用委員会規則第2号

栃木県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

栃木県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

栃木県収用委員会運営規則(昭和57年栃木県収用委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

後 別表第1 (第5条関係) 別表第1 (第5条関係) 会長の専決事項 会長の専決事項 1~31 略 1~31 略 32 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 32 栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条 第57号) の施行に関する事務を処理するこ 例第3号)の施行に関する事務を処理するこ 33 略 33 略

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県収用委員会規則第3号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則(平成12年栃木県収用委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、 <u>公文書開示決定通</u> <u>知書(別記様式第3号)</u> とす る。	3 条例第11条第1項の書面は、 <u>次の各号に掲げる</u> 場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす る。
	 (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号) (2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 合 公文書部分開示決定通知書(別記様式第3号)
4 略	4 略

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

Γ	公文書の名称		を
Γ	区分	全部開示 部分開示	- に改
	公文書の名称		(CEX
か	ろ .]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県収用委員会規則第4号

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

栃木県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

栃木県個人情報保護条例施行規則(平成13年栃木県収用委員会規則第3号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第5号

個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

個人情報の保護に関する法律施行規程

栃木県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年栃木県規則第4号)の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県内水面漁場管理委員会告示第6号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程(平成12年栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通	3 条例第11条第1項の書面は、 <u>次の各号に掲げる</u>
知書 (別記様式第3号) とす	場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす
る。	る。
	(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場
	合 公文書開示決定通知書 (別記様式第2号)
	(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場
	合 公文書部分開示決定通知書 (別記様式第3
	<u>号)</u>
4 略	4 略
川田松子佐の日と場のトミに北はフ	

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

公文書の名称

を

Γ	区分	全部開示 部分開示	に改
	公文書の名称		(C LX

める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県内水面漁場管理委員会告示第7号

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議会

栃木県議会告示第1号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県議会議長 山 形 修 治

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年栃木県条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語)

第2条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(個人識別符号)

- 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な 範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
 - (2) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保 険者等記号・番号
 - (3) 船員保険法 (昭和14年法律第73号) 第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保 険者等記号・番号
 - (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
 - (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
 - (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
 - (7) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等 記号・番号

- (8) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び 組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号 及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律 第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第 2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害であって、障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。) により 行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。) の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- **第5条** 条例第11条本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は 発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - (3) 原因

号外第12号

- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

- 第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項 その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報 ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

(開示請求等における本人確認手続等)

- イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。 (開示請求書)
- 第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、別記様式第2号によるものとする。
- 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
 - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。) に記載

されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示 請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許 証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日 本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定す る特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請 求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当 該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開 示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長 に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして 議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当 該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成され たものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したとき は、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (開示決定等の通知)
- 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求め る場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することが できる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要す る費用

(保有個人情報開示決定通知書等)

- 第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(別記様式第3号)とする。
- 2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第4号)とする。 (開示決定等期間延長通知書)
- 第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期間延長通知書(別記様式第5号)とする。 (開示決定等期限特例延長通知書)
- 第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第6号)とする。 (保有個人情報の開示に係る意見照会書等)
- 第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第1項適 用) (別記様式第7号) により行うものとする。
- 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第2項適用)(別記様式 第8号)とする。
- 3 条例第27条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(別記様式第9号)とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に 関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害し ないように留意しなければならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第27条第3項(条例第46条において準用する場合を含む。)の書面は、保有個人情報開示決定結果通 知書(別記様式第10号)とする。

(開示の実施の方法)

- 第16条 条例第28条第1項の規定による閲覧又は写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 原本又は用紙(日本産業規格A列3番以下の大きさのものに限る。以下同じ。) に複写したものの閲覧
 - (2) 用紙に複写したものの交付
- 2 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次に掲げる方法であって、議長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるものとする。
 - (1) 専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
 - (2) 光ディスク (日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付
 - (3) 用紙に出力したものの閲覧又は交付

(写しの送付の求め)

第17条 議長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手、郵便為替証書又は現金により納付しなければならない。

(開示の実施の方法等の申出)

- 第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第11号)により行うものとする。
 - (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

- 第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、別記様式第12号によるものとする。 (保有個人情報訂正決定通知書等)
- 第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第13号)とする。
- 2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式第14号)とする。 (訂正決定等期間延長通知書)
- 第21条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期間延長通知書(別記様式第15号)とする。 (訂正決定等期限特例延長通知書)
- 第22条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第16号)とする。 (保有個人情報訂正実施通知書)
- 第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書(別記様式第17号)とする。 (利用停止請求書)
- 第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、別記様式第18号によるものとする。 (保有個人情報利用停止決定通知書等)
- 第25条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第19号)とする。
- 2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(別記様式第20号)とする。 (利用停止決定等期間延長通知書)
- 第26条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期間延長通知書(別記様式第21号)とする。 (利用停止決定等期限特例延長通知書)
- 第27条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(別記様式第22号)とする。 (諮問通知書)
- 第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問通知書(別記様式第23号)により行うものとする。 附 則
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年栃木県議会告示第1号)の施行後遅滞なく」とする。

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等 □ 個人情報ファイルの種別	個人情報ファック	・号(電算処理フ		
個人情報ファイルが利用に供される事務の所管課所名 個人情報ファイルの利用目的 記録 類	□有	・号(電算処理フ		
される事務の所管課所名 個人情報ファイルの利用目的 記録 項目 目 記録情報の収集方法 囲 記録情報の収集方法 要配慮個人情報の有無 記録情報の経常的提供先 日 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 万 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 口 個人情報ファイルの種別 口 個人情報ファイルの種別 口	称 在地 条例第2条第5項第1	号(電算処理フ		
記 録 項 目 記 録 範 囲 記録情報の収集方法 要配慮個人情報の有無 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の 名名称及び所在地 所訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 個人情報ファイルの種別 □	称 在地 条例第2条第5項第1	号(電算処理フ		
記録情報の収集方法 要配慮個人情報の有無 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 可正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 個人情報ファイルの種別 □	称 在地 条例第2条第5項第1	号(電算処理フ		
記録情報の収集方法 要配慮個人情報の有無 記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 打正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	称 在地 条例第2条第5項第1	号(電算処理フ		
要配慮個人情報の有無記録情報の経常的提供先開示請求等を受理する組織の名称及び所在地所正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	称 在地 条例第2条第5項第1	号(電算処理フ		
記録情報の経常的提供先 開示請求等を受理する組織の 名名称及び所在地 所 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 □ □ 個人情報ファイルの種別 □	称 在地 条例第2条第5項第1	号(電算処理フ		
開示請求等を受理する組織の名 名称及び所在地 所 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 □ □ 個人情報ファイルの種別□	在地 条例第2条第5項第1			
名称及び所在地 所 訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等 □ 個人情報ファイルの種別 □	在地 条例第2条第5項第1			
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等 個人情報ファイルの種別	条例第2条第5項第1			
個人情報ファイルの種別			- / 17)	
備考	条例第2条第5項第2		イルの有無(□有 □]無)
I				

		保有個人情報開示請求書
		年月月
栃木県議会議	長	様
		氏 名 (代理人が法人の場合にあっては、)
		法人の名称及び代表者の氏名 住 所 又 は 居 所 (〒 -)
		【代理人が法人の場合にあっては、】 主たる事務所の所在地 電話番号 ー ー
		电 前 由 方 — — — — — — — — — — — — — — — — —
栃木県議会 の開示を請求		人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人や
開示を請求 る保有個人 報		
求める開示	文書又は図画の場合	□事務所における開示の実施 実施方法: □閲覧 □写しの交付 実施を希望する日: 年 月 日 □写しの送付
実施方法等	電磁的記録の場合	□事務所における開示の実施 実施方法:□専用機器による閲覧、視聴又は聴取 □複製物の交付 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付 実施を希望する日: 年 月 日 □写しの送付 (□複製物の送付 □用紙に出力したものの送付)
開示請者	求 □本人	□法定代理人 □任意代理人
請求者人確認類	畫 │ □個人番号	ウカード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) - ド、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
本人確認はおいます。	よ □住民票の の □その他)写し
部等 代理人請求 場合	る 祝等 	1 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 2 本人の氏名: 3 本人の住所又は居所: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	請求資格確認書類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □委任状 □その他()
		ン印を付してください。 を方法等」の欄への記入については、請求される方の任意です。

미네 우리 부쑥 부분 선생		1 th 10	A BB /	ナン
別記様式第	37	(事)	/余国/	※)

保有個人情報開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

栃木県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定しましたので通知します。

区分		全部開示 部分開示
開示する保有個人情報		
不開示とした部分とその 理由		
開示する保有個人情報の 利用目的		
開示の実施の方法		
東 数記におけて開ニた史	期間	年 月 日から 年 月 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
事務所における開示を実施することができる日時	時間	
及び場所	場所	
手数料及び写しの送付に 要する費用		
写しの送付を希望する場 合の準備日数		
担 当 課		(電話番号 一 一)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。また、本人確認 に必要であるため、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険被保険 者証等)を提出し、又は提示してください。

- 2 法定代理人が開示を受ける場合は、法定代理人自身の1に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を提出し、又は提示してください。
- 3 本人の委任による代理人が開示を受ける場合は、本人の委任による代理人自身の1に掲げる書類のほか、本人の委任による代理人であることを証明する書類(本人の記名及び押印がある委任状(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。)等)を提出し、又は提示してください。
- 4 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別添「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。事務所における開示の実施を求める場合は、「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から希望の日時を選択してください。

미리 프크 1* 그는 66		1 844 10	. A	-1
別記様式笙	4 =	(声)	全国 4	※)

保有個人情報不開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことを決定しましたので通知します。

開示請求 情報の名	に係る保存 称等	有個人					
開示をし理由	ないことと	とした					
担	当	課		(電話番号	_	_)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ᅡᄉ	(2)	2号	(27
, , ,	וכהי		\41

別記様式第5号	(第13条関係)	

第 号 年 月 日

様

栃木県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃木県議会の保有する 個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので 通知します。

開示決定等期間延長通知書

	請求に の名称		保有個	固人				
延	長後	<u>.</u> の	期	間	日(開示決定等期限	年	月	日)
延	長	の	理	由				
担		当		課	(電話番号	_	_)

	示人		
様 栃木県議会議長 栃木県議会議長 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用すので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特	年	会の保	日ぼ
様 栃木県議会議長 栃木県議会議長 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用すので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特	年	会の保	日ぼ
様 栃木県議会議長 栃木県議会議長 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用すので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特	示人	会の保	目
栃木県議会議長 年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用すので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			 保有
年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、栃る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用すので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			 保有
る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用す ので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人 情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			
る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用す ので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人 情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			
る個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第26条第1項の規定を適用す ので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人 情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			
ので、同項の規定により次のとおり通知します。 開示請求に係る保有個人 情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特	·ること { 	としま	ミ し
開示請求に係る保有個人 情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			
情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			
情報の名称等 条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			
条例第26条第1項の規定 (開示決定等の期限の特			
(開示決定等の期限の特			
(開示決定等の期限の特			
開示請求に係る保有個人 情報のうちの相当の部分			
につき開示決定等をする 年 月 日			
期限			
残りの保有個人情報につ			
いて開示決定等をする期 年 月 日			
限 			
担当課			
(電話番号 —	_		

印

DJ =2 14 _6 66 =		/ kk	A 111	r-1
別記様式笙で	౼	(正 15	全国1	※)

保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第1項適用)

号 第 年 月 日

様

栃木県議会議長

に関する情報が含まれている保有個人情報について、栃木県議会の保有する個人情報 の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を 行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別添「保有個人情報の開示に 係る意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただ きます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等						
開示請求の年月日	年	月	日			
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている に関する情 報の内容						
意見書の提出先 (担当 課)		(電話番号		_	_)
意見書の提出期限	年	月	Ħ			

川記様式第8号 (第) 人情報の開え	示に係る意見	且照会書(条	例第27条第	2項適用)		
	様						第 年	月	号 日
					栃木県諸	養会議長			印
の保護に関する条情報について開示としました。 つきましては、 係る意見書」によ なお、提出期限 きます。	(以下(以下(決定等を当該保有(り回答し	行う際の参え 個人情報の てください。	、う。)第1 きとするため 引示決定等に	9条第1項の)、条例第27 こついて御意	規定による '条第2項の 見があれば	開示請求 規定によ 、別添「	があり、 り、御意 保有個 <i>人</i>	当該保 意見を信 情報の	:有個人 うこと 開示に
開示請求に係る信情報の名称等	保有個人								
開示請求の	年月日			年	月	目			
条例第27条第2 ¹ 又は第2号の規算		適用区分		□第1	号	[□第2号	÷	
区分及びその理由	Ħ	適用理由							
開示請求に係る(情報に含まれて) に 報の内容									
意見書の携	是 出 先 課)				(電話番号	子		_)
意見書の提	出期限			年	月	目			

令和 5 (2023)年 3 月30日	日 木曜日 - 枋	6 木	県	公	報	号外第12 号 (3
別記様式第9号(第15条関係) 保有個」	人情報。	の開え	まに 係	ス音	·員畫
	NV FI IEL	VIII TK	*> [)[] / J	, (C p)	י שו עם י	
						年 月 日
栃木県議会議長	様					
	氏				名	
		.等にあ :代表者			各称]	
	住	所又	には	居		(〒 −)
		.等にあ .は事業				
	電	話		番	号	
年 月	日付け 第	号で	照会の	りあり	まし	た件について、次のとおり回答します。
開示請求に係る保有個人情報の名称等						
1H + W × > > 1 + W + Y + W + W + W + W + W + W + W + W						
	該当する番号を	: 〇で囲]み、	必要	な事項	質を記入してください。
	1 開示され	ること	につ	いて	支障が	がたい。
	2 開示され (1) 支障が			いて	支障が	がある。
開示に関しての意見	(1) 文牌#	* Ø) の 回	1977			
	(2) 支障が	ある理	里由			
Ta 60 H						
連 絡 先					((電話番号 — —)
					_	

32)	令和 5 (2023)年 3 月30日	木曜日	栃	木	県	公	報	号	分第12	2号
別記	!様式第10号 (第15条関係)	保有	f個人	情報問	涓 示決	우定結	果通知書			
								第年	月	号 日
	様							T)1	Н
							栃木県議会議長			囙
n	から ました保有個人情報につい	•					:有個人情報の開示に 情報の保護に関する	· · · · - · · · ·		
13	こより、次のとおり保有個人 において準用する同条例第	情報を開え	きする	ことを	と決定	こしま	したので、同条例第			
	開示請求に係る保有個人 情報の名称等									

開示請求に係る保有個人情報の名称等						
開示することとした理由						
開示決定をした日	年	月	目			
開示を実施する日	年	月	目			
担 当 課		(電話番号		_	_)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇 月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日 の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査 請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す ることができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審 査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴え を提起することができます。

(注) 開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があります。

미네 = 기 4쑥 = 15 66 4	1 🗆	1 th 10	A BB IT	١
別記様式第1	1=		全国任	

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

栃木県議会議長

様

氏 名				
[法人等にあっては、名称]				
及び代表者等の氏名				
住 所 又 は 居 所	(〒	_)	
[法人等にあっては、事務]				
所又は事業所の所在地				
電 話 番 号		_	_	

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり開示の実施 方法等を申し出ます。

保有個人情報開示決定通 知書の番号等	年 月 日付け	第 号
	1 閲覧	(1) 全部
		(2) 一部 (
求める開示の実施方法	2 写しの交付	(1) 全部
水のの開かの天旭ガム	2 700XN	(2) 一部 ()
	3 その他 ()	(1) 全部
	,	(2) 一部 (
開示の実施を希望する日	年 月	日 (1 午前 ・ 2 午後)
写しの送付の希望の有無	1 有 (同封する郵便切手等の額 2 無	〔:円)

(注) 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

栃の 正のなった おおり これ こうしょう はいかい こうしょう ほうがい はい こうしゅう はい おいかい こうしゅう はい かいしゅう しゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゃ し	丁正を請求 情求に係る 開示を受け 固人情報開 番号等 央定に基づ	保有個人情	法人の 住 (代理) 主たる 電	しが法人 D名称及 所 3 しが法人 る事務所 話	び代表え ス は の場合! の所在 ^は	者の氏名 居 こあって 也 番	所 は、 号			_ _ _ こより	、次0) <u>ー</u>)とおり	保有個]人情
の訂正請 保有 個	丁正を請求 情求に係る 開示を受け 固人情報開 番号等 央定に基づ	します。 保有個人情 た日 示決定通知	代理/ 法人の 住 (代理/ 主たる 電	D名称及 所 3 人が法人 る事務所 話	び代表え ス は の場合! の所在 ^は	者の氏名 居 こあって 也 番 例第323	は、 所は、 号			_ _ こより	、次0) <u>ー</u> ひとおり	保有個]人情
の訂正請 保有 個	丁正を請求 情求に係る 開示を受け 固人情報開 番号等 央定に基づ	します。 保有個人情 た日 示決定通知	住 (代理/ 主たる 電	所 万 人が法人 る事務所 話	ス は の場合! の所在 ^は	居 こあって 也 番 M第32章	所 は、 号			_ こより	、次0) <u>ー</u> ひとおり	保有個]人情
の訂正請 保有 個	丁正を請求 情求に係る 開示を受け 固人情報開 番号等 央定に基づ	します。 保有個人情 た日 示決定通知				例第32章		項の	規定に	こより	、次の	<u>ー</u> ひとおり	保有個]人情
の訂正請 保有 個	丁正を請求 情求に係る 開示を受け 固人情報開 番号等 央定に基づ	します。 保有個人情 た日 示決定通知	情報の	保護に関	関する条		条第1	項の	規定に	こより	、次0	つとおり	保有個]人情
大有個 中の番 引示決	固人情報開 番号等 央定に基づ	示決定通知				牛		-		-				
ドの番 引示決	番号等 央定に基づ					-		月 		日				
示決	央定に基づ	き開示を受			年	月	日作	ナけ	第	長	7			
た保	早有個 人 佳													
	小月四八月	報の名称等												
題 訂正請求の趣 旨及び理由 理 由														
	打正請求 皆	□本人			□法定	代理人				□任	意代理	!人		
人類	情求者本 人確認書 質	□運転免許 □個人番号 □在留カー □その他(カード ド、特!		基本台		・(住	所記				外国人	登録証	明書)
	送付によ	□住民票の	写し											
. 2	る請求の 場合	□その他(※30日以内		ナわたす	O) I T RH	Z)
	<i>7</i> 7 □	次90日以内		これにも			(年	月	日 4	生)		
請	七理人が 情求する 場合	本人の状 況等		本人の氏。 本人の住所	□ 名:	文年被後 任意代理 品所:		任者						
7//	<i>,,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	請求資格確認書類	□戸籍 □その	手謄本	<u> </u>	□登記	事項記	E明書	Î		□委付	壬状)
) 該	 核当する□ (の中にレ印を			١,									

別記様式第13号 (第20条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

栃木県議会議長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人 情報の名称等							
訂正請求の趣旨							
訂正決定をする内容及び	訂正内容						
理由	訂正理由						
担 当 課			(電話番号		_)	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

미네 등기 부쑥 수는 선수 1	1 🗆	(第20条関係)	
別記様式車	4 ==	() () () () () () () () () ()	

保有個人情報不訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

栃木県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を訂正しないことを決定しましたので通知します。

訂正請求 情報の名称		個人						
訂正をした理由	ないことと	こした						
担	当	課			(電話者	番号)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<u>-</u> 小	上海1	2号	(37
, , ,	ועמיו	~ ' '	\01

	- /	A
別記様式第15	号(第21	条関係)

訂正決定等期間延長通知書

第 号 年 月 日

様

栃木県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、栃木県議会の保有す る個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しました ので通知します。

		:に係る 称等	る保有的	個人				
延	長	後(の期	間	日(訂正決定等期限	年	月	日)
延	長	Ø	理	由				
担		当		課	(電話番号		_)

(38)	令和 5 (20	23)年3月30日	日 木曜日	栃	木	県	公	報			号	外第1	2号
別言	記様式第16号	(第22条関係											
			訂	正決定	三等期	限特	例延:	長通知書					
											第 年	月	号 日
		様									+	Л	H
								栃木県議	会議長				囙
	る個人情報の	月 日 保護に関する 規定により次	条例(以下	「条例	ا ح ر								
	訂正請求に係 情報の名称等	系る保有個人 :											
		第1項の規定 第の期限の特 る理由											
1111	訂正決定等	をする期限				4	丰	月	目				
1	担 当	善 課						(電話番	号	_		_)

別記様式第17号(第23条関係										
	1	R有個人情	報訂正領	実施通知	中書					
								第 年	月	号 日
様										
					栃木県	具議会議	長			印
年 月 ので、栃木県議会の保有す									だ施をし	ました
訂正請求に係る保有個人 情報の名称等										
訂正請求者の氏名その他 の保有個人情報を特定す るための情報										
訂正請求の趣旨										
訂正決定をする内容及び	訂正内容									
理由	訂正理由									
担当課					(電話者	番号	_	_	_)
					(-2111	<u> </u>				,

吉C 作材	式第18号()	弗24宋舆馀)	保有個人情報利用停止請求書									
				年	月	F						
栃木	以果議会議長		様									
			氏 名 代理人が法人の場合にあっては、 法人の名称及び代表者の氏名 (〒 - 「 住 所 又 は 居 所 (〒 - 「 (代理人が法人の場合にあっては、」 主たる事務所の所在地)								
			電 話 番 号 — —									
	:り、次のと:	おり保有個人	人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第399 情報の利用停止を請求します。	第1	項の規	定に <u></u>						
利用停止請求に係る保有個 人情報の開示を受けた日			年 月 日	年 月 日								
保有個人情報開示決定通知 書の番号等			年 月 日付け 第 号									
	示決定に基づ に保有個人情											
利用停止請求 の趣旨及び理 由		趣旨	□条例第38条第1項第1号該当 → □利用の停止□消去□条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止									
	利用停止	理由										
	請求者	□本人	□法定代理人 □任意代理人									
	請求者本 人確認書 類		カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ド、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外	国人	登録証明	明書						
本人確認	送付によ る請求の 場合	□住民票の □その他(※30日以内)写し									
彩	代理人が 請求する 場合	本人の状 況等	 1 本人の状況 □未成年者 (年月日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 2 本人の氏名: 3 本人の住所又は居所: 									
		請求資格確認書類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □委任X □その他(_ 犬)						
					/							

別記様式第19号 (第25条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号 年 月 日

様

栃木県議会議長 印

日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、栃木県議会の保有 する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を利用停止するこ とを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等					
利用停止請求の趣旨					
利用停止決定をする内容	利用停止決 定の内容				
及び理由	利用停止決 定の理由				
担 当 課		(電話番号	_	_)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇 月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます (この決定があったことを知った日 の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査 請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す ることができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審 査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴え を提起することができます。

메달가상 수 선수이어 다	(姓の「夕間ば)
別記様式第20号	(再25条 图1K)

保有個人情報不利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

栃木県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を利用停止しないことを決定しましたので通知します。

利用停止記 個人情報		保有						
利用停止:	をしないこ	とと						
担	当	課			(電話番号	_	_)

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に栃木県議会議長に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

5 (2023)年3月30日 木曜日	栃 木 県	公 報	号外第12 号 (43)
--------------------	-------	-----	---------------------

利用停止決定等期間延長通知書

第 号 年 月 日

様

栃木県議会議長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、栃木県議会の保 有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長 しましたので通知します。

		:請求に {の名称		呆有				
延	長	後の	期	間	日(利用停止決定等期限	年	月	日)
延	長	の	理	由				
担		当		課	(電話番号	_	_)

中和	3 (2023) ±	+ 3 /J 30 L	1 /下唯口	1111	/\	尓	4	干区				~	777年1	27
別記様式第	第22号(第	27条関係)]停止沒	 大定等	期限特	- 手例至	近長通知]書					
		106										第 年	月	号 日
		様						栃	木県議	会議長				印
		保護に関	付けで請求(する条例() り次のとお	以下「	条例」	とい								
	上請求に係 服の名称等													
(利用作	13条第1項 亭止決定等 を適用す	等の期限												
利用停」限	上決定等を	する期				年		月		日				
担	当	課						(電	話番号		_		_)

別記様式第23号((第28条関係)
-----------	----------

諮問通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

栃木県議会議長

年 月 日付けの審査請求について、栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 第45条第1項の規定により、次のとおり栃木県行政不服審査会に諮問しましたので、同条第2項の規定に より通知します。

審査請求に係る保有個人 情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
審 査 請 求 日	年 月 日
審査請求の趣旨	
諮問をした日	年 月 日
担 当 課	(電話番号 — —)

栃木県議会告示第2号

栃木県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県議会議長 山 形 修 治

栃木県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県議会情報公開条例施行規程(平成12年栃木県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 条例第11条第1項の書面は、公文書開示決定通	3 条例第11条第1項の書面は、次の各号に掲げる
知書(別記様式第3号) とす	場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とす
る。	る。

4 略

(46)

(運用状況の公表)

第17条 条例第30条の規定による公表は、<u>インター</u> <u>ネットの利用その他の適切な方法により</u>行うもの とする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場 合 公文書開示決定通知書(別記様式第2号)
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書(別記様式第3号)
- 4 略

(運用状況の公表)

第17条条例第30条の規定による公表は、

板木県公

報に登載して

とする。行うもの

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

別記様式第3号中「公文書部分開示決定通知書」を「公文書開示決定通知書」に改め、「の一部」を削り、

 公文書の名称

 区 分 全部開示・部分開示

 公文書の名称

める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県議会告示第3号

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

栃木県議会議長 山 形 修 治

栃木県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

栃木県個人情報保護条例施行規程(平成13年栃木県議会告示第2号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。